

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成 18 年 11 月 6 日

岩手県北上川上流流域下水道事務所長 津志田 真

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 一関浄化センター維持管理業務 1 式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 一関浄化センター及び平泉中継ポンプ場
- (5) 入札方法

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行う。

イ 入札者は、総合評価のための提案書を入札書とともに提出しなければならない。

ウ (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

本件入札に参加する者は、(1)に掲げる要件をすべて満たしている者又は(2)に掲げる要件をすべて満たしている共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して受託する場合における各者の総称をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独の者

ア 次に掲げる施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を平成 13 年 4 月 1 日以降、12 月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(ア) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設

(ウ) 1 日当たり汚水 8,000 立方メートル以上の処理能力を有する水処理施設

イ 次に掲げる者を履行場所に配置できる者であること。ただし、副総括責任者は、一つの業務主任者を兼ねることができる。

(ア) 総括責任者

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項に定める資格を有する者であり、かつ 2 年以上総括責任者又は 4 年以上副総括責任者としてアの維持管理業務に従事した経験を有する者であること。

(イ) 副総括責任者

下水道法第 22 条第 2 項に定める資格を有する者であること。

(ウ) 業務主任者

運転業務、環境計測業務及び保守点検業務ごとにそれぞれ業務担当者として 3 年以上ア(ア)及び(イ)の下水道終末処理場の維持管理業務に従事した経験を有する者であること。

ウ 次に掲げる条件を満たす者を履行場所に配置できる者であること。

(ア) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 2 に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表の第四類に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者

(イ) アーク溶接等の業務に係る特別教育を受けた者

(ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者

(エ) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）第 221 条に規定する資格を有する者

- (オ) クレーンの運転の業務に係る特別の教育を受けた者
- (カ) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者
- (キ) 第一種電気工事士
- (ク) 安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和 63 年労働省告示第 80 号）に規定する能力を有すると認められる者

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

オ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けている者であること。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

(2) 共同企業体

ア 3 者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、均等割の 10 分の 6 以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

オ 共同企業体の代表者が(1)アからイ(ア)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

カ 共同企業体が(1)イ(イ)からウに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

キ 各構成員が(1)エからカに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ク 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加していないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 020-0832 岩手県盛岡市東見前 3 地割 10 番 2 号都南浄化センター内 岩手県北上川上流流域下水道事務所総務課
電話番号 019-638-2621（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量 400 g に見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成 19 年 1 月 19 日午後 3 時 都南浄化センター 3 階第 2 会議室（入札書及び提案書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合には、書留郵便により、平成 19 年 1 月 18 日午後 5 時までに(1)の場所に提出すること。）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 入札金額の 100 分の 105 に相当する金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、この一般競争入札に参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を平成 18 年 11 月 28 日午後 5 時までに 3 (1) の場所に提出しなければならない。

(4) 入札への参加 (3) により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした

入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

ア 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち次により算出された総合評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の本件入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものを持って入札を行った者を落札者とすることがある。

(ア) 総合評価点は、次に掲げる式により算出する。

$$\text{総合評価点} = (\text{標準点} + \text{技術点}) \div A$$

$$A = \text{入札価格} + \text{消費税課税対象額} \times 0.05$$

なお、Aに端数があるときは小数点以下を切り捨てる。

(イ) 標準点は入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、100点を付与する。

(ウ) 技術点は別記「落札者決定基準」に基づき総合評価のための提案書を審査し、算出する。

イ 総合評価点が同点で、落札者となるべきものが2人以上あるときは、当該落札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき、開札に立ち会わない者又は郵送により入札を行った者で、くじを引くことができない者があるときは、これらの者に代えて、当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

The maintenance and management of the Ichinoseki Purification Center, Regional Sewerage System 1 set

(2) Time-limit of tender:

3:00 p. m., 19, January, 2007 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p. m., 18, January, 2007)

(3) Contact point for the notice:

General Affairs Division, The Kitakami River Basin Sewerage Office, 3-10-2 Higashimirumae, Morioka-shi, Iwate 020-0832, JAPAN TEL 019-638-2621

落札者決定基準

審査項目	項番	技術評価事項	評価の視点	配点
実施方針	1	維持管理の基本的考え方	施設維持管理の基本的考え方及び業務目的に関する認識	1
	2	業務別の基本方針	運転業務、環境計測業務、保守点検業務、施設管理業務、物品調達業務、簡易修繕業務及びその他業務（以下、「運転管理業務等」という。）の業務別の基本方針	2
人員体制	3	組織体制及び人員配置計画	運転管理業務等を実施するために必要な組織体制と人員配置計画（平日、休日、夜間、緊急時）	2
	4	業務上必要な有資格者の配置計画	運転管理業務等を実施するために必要な有資格者の配置計画、有資格者数	2
	5	現場組織のバックアップ体制	現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制、対応時間	1
	6	再委託先の指導監督体制	再委託に伴い発生する指導・監督業務の内容、実施体制	1
安全管理体制	7	業務従事者の安全衛生管理方針	運転、保守点検（簡易修繕含む）、環境計測、施設管理、緊急時対応、廃棄物運搬補助業務等における労務災害防止対策	2
	8	第三者に関する安全管理方針	見学者、周辺住民等の第三者に関する事故等防止対策	2
運転管理計画	9	水処理管理	放流水質の基準達成に関する取り組み及び自主管理基準の設定	4
	10	汚泥処理管理	発生汚泥量削減に関する取り組み及び自主管理基準の設定	2
	11	基準未達の場合の対応	放流水質に関する要求基準、汚泥処理に関する要求基準未達の場合の対応	2
	12	省エネルギーの取り組み	消費エネルギー削減への取り組み及び効果	2
環境計測計画	13	平常時の水質等分析計画	平常時における水質等分析計画、水処理・汚泥処理機能、工程別機能の把握	1
	14	異常時の水質等分析計画	異常流入時の分析計画、水質異常の状況及び放流水質の状況把握、処理機能の状況把握	1
	15	分析結果の解析	分析結果の解析方法、処理場機能の状況を示す指標、平均的処理状況の把握	2
	16	薬品・備品等管理	測定分析器具・装置等の保守・管理方法、薬品、分析廃液の管理・保管方法	1
保守点検計画	17	保守点検計画	中継ポンプ場、水処理施設、汚泥処理施設、管理棟等の機械設備・電気設備・構造物別の保守点検修繕計画	4
	18	保守点検実施要領	中継ポンプ場、水処理施設、汚泥処理施設、管理棟等の機械設備・電気設備・構造物別の保守点検修繕実施要領の整備	2
施設管理計画	19	清掃、除草及び除雪並びに戸締り管理の実施計画	清掃計画、除草計画、刈草処分計画、除雪計画、戸締り管理計画	1
物品等調達管理計画	20	調達管理計画	電力、水道、通信、薬品、燃料、副資材の調達計画（発注先、見込み数量、質）	2
	21	出納管理の記録及び報告	調達、管理及び消費状況の記録と報告	1
緊急時等への対応	22	緊急時の対応	風水害、雷害、震災、その他の災害時等における対応、計画的訓練の実施	2
	23	災害時等における点検作業等の要領	風水害、雷害、震災、その他の災害時等における緊急点検・応急措置、落雷停電の復旧手順、二次災害防止対策	1
	24	流入水異常時の対応	流入水異常時の対応	1
	25	突発事故故障対応	突然生じた機器の事故故障への対応	2
その他必要な事項	26	周辺への配慮	周辺環境、近隣住民等への配慮	1
	27	コスト縮減	コスト縮減のための具体的な方策（省エネ以外）	1
	28	見学者対応	見学者への対応方法、安全・衛生面への配慮	1
	29	賠償責任	第三者賠償責任が問われる事態への対応	1
	30	独自性	業務実施方法、取組み姿勢等に関する独自性	2
合 計				50